

ットが大きいです。

両協議会の連携を積極的に行うポイントとして、第一に、保険者協議会のキーパーソンと協議会事務局が、連絡調整を密にして、都道府県協議会の場で連携して取り組める内容・事業の提案等を求めていくことが重要です。両協議会の意識・意思統一を図る場を設定し、都道府県健康増進計画に基づき、連携のメリットに関する認識を明確に把握することです。

第二に、都道府県や医療保険者ごとの健康課題を特定し、ニーズや目標・連携に伴い期待できる価値や行動を出し合い、共通実施項目案を示すことです。両協議会の連携を密にし、保険者協議会で得られた成果と課題を協議会において情報提供していただき、都道府県の健康課題の明確化にフィードバックしてもらうことによって、課題に即した地域全体での事業展開ができるでしょう。また、保険者協議会で挙げられた課題に対し、都道府県協議会及び2次医療圏と共同で事業を実施する等、具体的に方策を進めていくことができるでしょう。

おわりに

平成18年度においては、全国的に協議会の設置が進み、現地支援により、協議会が抱える問題点や課題についてより深く理解することができた。今後は、協議会において地域保健・職域関係者の共通認識を図り、円滑な運営の下、連携のメリットを活かした具体的な事業が一層推進されることが期待される。

また、都市部における連携事業における都道府県と保健所設置市等との連携については、多くの課題が残されているが、十分な情報共有や意見交換が必要であり、また先進的な事例に学ぶことが必要である。

特に、平成20年度より、医療制度改革に基づき医療保険者による特定健診・特定保健指導が義務化されることを受けて、生涯を通じた継続的な健康管理の支援を担う地域・職域連携推進協議会の役割はますます大きくなる。協議会と保険者協議会との連携を密にしながら、今後とも、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを融合し地域全体の健康づくりを推進していくことが期待される。